



『職場からはじめる 受動喫煙対策』

2020年に「健康増進法」が改正され、事業所は原則屋内禁煙となりました。

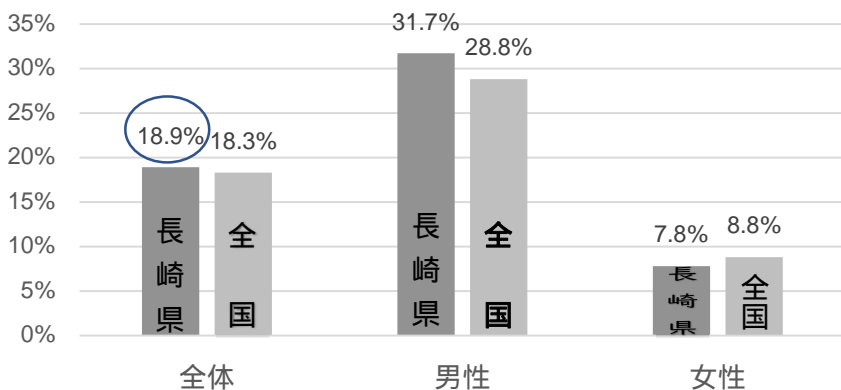
令和3年度に県南保健所管内の事業所を対象に「事業所の受動喫煙防止対策に関するアンケート」実施、アンケート結果については県南保健所のホームページに掲載しております。

県南保健所

検索



喫煙率 (2019年国民生活基礎調査)



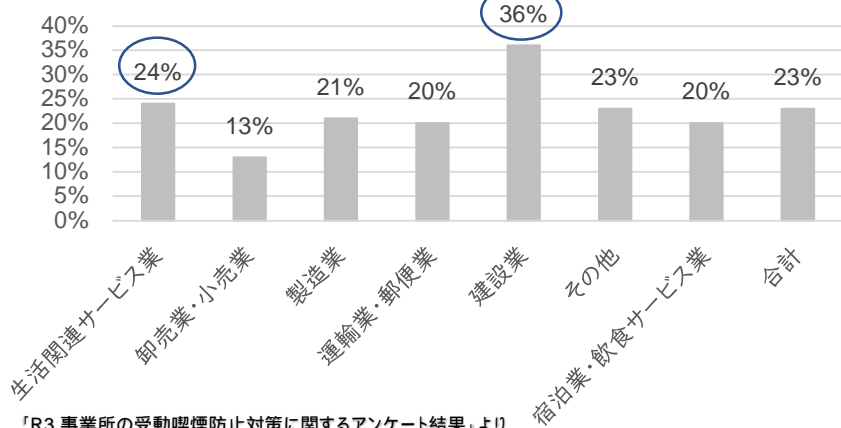
長崎県は

全国平均と比べて

喫煙率は高い

業種別喫煙率

n = 61



「R3 事業所の受動喫煙防止対策に関するアンケート結果」より

業種別では、建設業、

生活関連サービス業の

喫煙率が高い

たばこは、生活習慣病¹のリスクを高めます。

1)脳卒中、歯周病、咽頭がん、肺がん、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎、心筋梗塞、すい臓がん、大腸がん、膀胱がん、子宮頸がんなど

禁煙体験談

禁煙したきっかけ 家族のため、自身の健康のため、禁煙貯金、禁煙施設の増加、吸いたい気持ちを抑える工夫 ガム、グミ、昆布を噛む、ニコチンパッチを付ける。喫煙仲間との語らいを続けたいけど... 喫煙室でなくとも可能。周りに禁煙宣言する。電子タバコならいいの 紙巻きたばこと同様のリスクがあります。

自分のためにも! 家族のためにも! 禁煙してみませんか

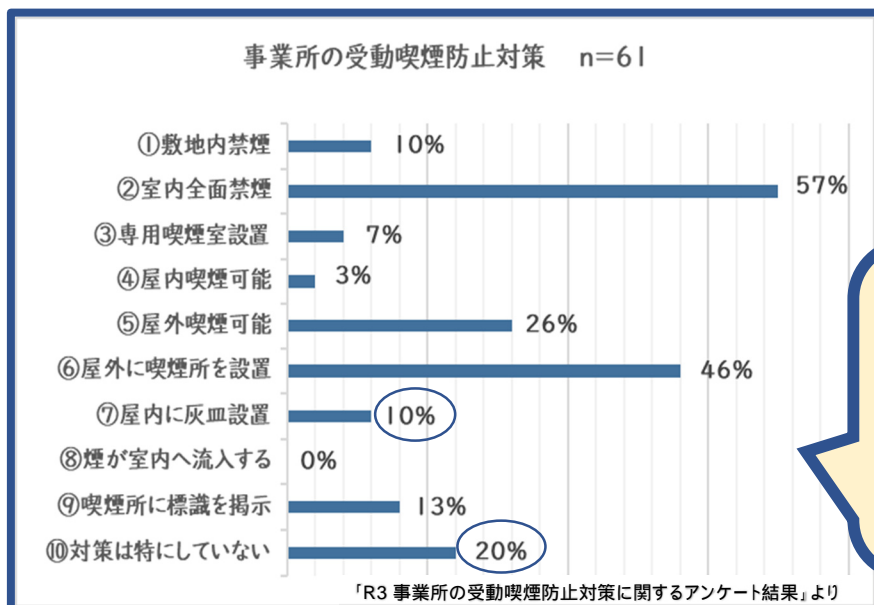
禁煙支援医療機関
の受診で無理なく
禁煙しましょう

12週間で5回受診し
た人は7~8割が禁煙
に成功しています

禁煙補助薬を使う
ことで無理なく禁
煙できます

一定の条件を満た
せば、健康保険が
適用されます

事業所の受動喫煙防止対策



★敷地内・屋内禁煙は約 7 割

★屋内に灰皿を設置している事業所は 1 割

★対策をしていないのは 2 割

事業所の皆さん 受動喫煙対策はお済みですか？

【以下の項目にチェックしてみましょう】

- 屋内は禁煙である。※健康増進法により事業所は原則屋内禁煙です。
- 管理者は受動喫煙防止対策を講じている。※管理者に責務があります。
- 違反した場合には、指導や罰則が適用されることを知っている。
- 屋内に灰皿を置いてない。
- 喫煙所の設置の際には受動喫煙とならないよう基準を遵守している。
- 喫煙場所には「喫煙所」の掲示をしている。
- 20歳未満の者が喫煙エリアへ立入ることを禁止している。

※チェックの付かなかった項目は、見直しが必要です。

※詳しくは県南保健所までお問合せください。



ながさき健康づくりアプリ アプリを使ってヘルシーライフ! お得に健康づくりをはじめよう!

●歩くことが[楽しく]なる!

●ポイントも[貯まる]!

●貯めたポイントで[サービス]を受けられる!

●県産品等が当たる抽選会も開催!

●他にも、楽しい[イベント]が盛りだくさん!

2023年2月1日配信スタート!

お問い合わせ窓口
カラダライブコールセンター
0570-077-122



発行 令和 5 年 2 月
長崎県県南保健所 地域保健課
電話 0957-62-3289